

指定管理者制度運用ガイドライン第7版 主な改訂内容

1 指定管理料の精算の取扱いの一部追加

【改訂内容】

管理運営経費に過大な支出が認められた場合の指定管理料の精算に係る取扱いを追加した。

【改訂目的】

指定管理料を精算する施設の管理運営において経費の縮減が適切に行われること

【改訂箇所】

(P5) 第1章 5 指定管理料 (2) 指定管理料の精算

2 標準的な選定審査基準の例の一部変更

【改訂内容】

標準的な選定審査基準の例を次のとおり変更した。

- (1) 選定審査基準の項目を管理運営審査基準項目と経費縮減審査基準項目（加点項目）に分割し、経費縮減審査基準項目は、最低基準点の対象外とした。
- (2) 管理運営審査基準項目に、次の項目を追加した。
 - ・ 職員の男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組
 - ・ 障がい者雇用及び障がい者就労支援施設等からの物品等の調達に対する配慮
 - ・ 環境に配慮した取組

【改訂目的】

- (1) 最低基準点の運用の適正化を図ること
- (2) 指定管理者が施設の管理運営において上記項目に係る取組を実践するよう促すこと

【改訂箇所】

(P23, 24) 第2章 8 募集要項及び仕様書の作成

<標準的な選定審査基準の例>

(P29) 第3章 5 指定管理者選定時の評価の最低基準

3 選定結果の公表内容の変更

【改訂内容】

選定結果の公表内容を以下のとおり変更する。

- ・ 申請団体名を公表する。
- ・ 選定審議会における各団体の評価点数（審査項目ごとの配点及び評価点数を含む）を、団体名を含め公表する。
- ・ 公表時期を、議決後（指定管理者の指定後）から指定議案の公表時に変更する。

【改訂目的】

選定過程の透明性の確保及び情報開示の推進等

【改訂箇所】

(P30) 第 3 章 7 選定結果の公表

4 個人情報の取扱いに係る根拠法令の変更

【改訂内容】

個人情報の取扱いに係る規定が個人情報の保護に関する法律の改正に伴い同法に一元化されること及び一元化に伴う松江市個人情報保護条例の廃止により、個人情報の取扱いにおいて遵守すべき法令を変更した。

【改訂目的】

法令改正に対応すること

【改訂箇所】

(P41) 第 7 章 3 個人情報の保護